

小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱等の一部改正の概要

現在、国及び東京都が推進する「地域学校協働活動」にあわせ、「小平地域教育サポート・ネット事業」の関連要綱について、下記のとおり必要な改正を行い、あわせて所要の文言整理を行った。

1 改正の内容

小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱

- (1) 「学校支援ボランティア」を「地域住民等のボランティア」に改める。(第3条関係)
- (2) 「学校支援コーディネーター」を「地域教育コーディネーター」に改める。(第3条関係)
- (3) 「ボランティア」に対する謝礼等を支給しないとしていたが、放課後等に中学生を対象に学習支援を行うボランティアについては、謝礼を支給できることとする。(第4条関係)

小平市学校支援コーディネーターに関する要綱

- (1) 「学校支援コーディネーター」を「地域教育コーディネーター」に改める。(要綱名・第1条関係)
- (2) 要綱の目的として、小平地域教育サポート・ネット事業実施要綱に基づき行う地域学校協働活動を加える(第1条関係)
- (3) 「コーディネーターの業務」としても「地域学校協働活動」を加える。(第3条関係)
- (4) 「コーディネーター世話人」の人数に、ただし書きとして「教育委員会が必要と認めるとき」の例外規定を加える。(第4条関係)
- (5) 「統括コーディネーター」を新設する。(第5条関係)
- (6) 「統括コーディネーター」に守秘義務を課す。(第7条関係)

2 施行期日

令和2年3月25日

3 学校関係者への周知

令和2年4月2日(木) 校長・副校長合同会議で周知

6月以降の小平市立学校及び社会教育施設の対応並びに
地域教育活動の再開の見通しについて（地域学習支援課）

1 地域教育サポート・ネット事業及び放課後子ども教室推進事業

(1) 地域教育サポート・ネット事業

6月1日の教育活動再開に合わせて、活動再開。

当面の間、児童・生徒と接触する活動は行わず、見守り活動、環境整備などを中心とし、管理職と調整しながら必要最小限の活動を行うこととする。

(2) 放課後子ども教室推進事業

6月1日よりコーディネーターの活動を再開しました。ただし、放課後子ども教室に登録する手続きなどが必要なことから、当面の間希望する教室への登録手続き等を行ったうえで、6月22日の通常授業再開以降に、教室再開とする。

2 青少年対策地区委員会（青少対）

各地区会長あて、市立小・中学校が6月1日より段階的に教育活動を再開することを情報提供。学校の教育活動をご理解いただきながら青少対活動をしていただくよう要請した。

※上記1. 2. とも、5月29日付で通知を発出。必ず検温し、かつ発熱等の風邪症状がないことを入校の際に申告することを要請している。また、小平市立学校版感染症予防ガイドラインを参照し、基本的な感染症予防対策について、ご理解いただくよう要請した。

3 小学校校庭遊び場開放事業

6月22日の通常授業再開にあわせて、遊び場を再開する。

5月27日付で校長へ通知するとともに、学校から保護者あての連絡を要請した。

6月以降の小平市立学校及び社会教育施設の対応並びに
地域教育活動の再開の見通しについて（公民館）

1 公民館の再開について

公民館が提供するサービスは、その活動等の内容により東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」が示す休業要請の緩和のステップのうち、ステップ2またはステップ3に該当するものが混在している。そのため、国や東京都の対応状況等を踏まえながら、サービスの内容に応じて再開する。

なお、主催講座等の事業については、準備期間が十分に取れないため7月末まで休止とする。

2 再開するサービス

(1) 印刷機の利用サービス 6月2日（火）から

印刷機を公民館の利用団体等が利用できるようにする（仲町公民館を除く10館）。

(2) 学習室・講座室等の利用 6月9日（火）から

3密（密閉・密集・密接）の防止のために新しい生活様式に配慮しながら、休業要請の緩和のステップ（都のロードマップ）の進行状況と照らし合わせて、学習室・講座室等の利用を再開する。（ホール、実習室等は、当面使用不可）

3 再開に際し実施した対策

(1) 利用場所等の制限（十分な換気ができない部屋、備品貸出の休止等）

(2) 利用人数の制限（定員の概ね半数での利用）

(3) 活動内容の制限（身体的距離が不十分、人との接触、近距離での発声がある活動等）

(4) 窓口での対人距離を保つための表示と部屋内の使用不可とする座席への表示

(5) 窓口での飛沫感染防止のためのビニールカーテン設置と窓口職員のマスク着用

(6) チェックシートによる利用者への事前の電話確認 等

6月以降の小平市立学校及び社会教育施設の対応並びに
地域教育活動の再開の見通しについて（図書館）

1 図書館の再開について

図書館は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月2日（月曜日）から休館としたが、令和2年6月3日（水曜日）から段階的にサービスを再開した。小平市の公共施設の再開にあたっては、国の「基本的対処方針」、及び東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を踏まえ、感染症拡大防止のための施設利用の基本ルールを定めているが、図書館ではそれに加えて日本図書館協会が公表している「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考として感染症の拡大防止対策を実施している。

2 再開したサービス

- (1) 予約確保済みの図書の貸し出し再開 6月3日（水）から
予約済みの図書について各図書館の臨時窓口で受け渡しを実施（分室を除く）
- (2) 一部サービスを除いた開館（分室を除く） 6月9日（火）から
感染症拡大防止の観点から一部のサービス（※）を除き開館をした。
※再開をしていないサービスの例
読書室、参考室、インターネット端末、視聴サービス、雑誌最新号及び新聞の閲覧
閲覧席等の椅子を一時撤去している
- (3) 分室の再開 6月中旬を予定

3 再開に際し実施した対策

- (1) 利用人数の制限
- (2) 利用者に館内滞在時間を30分以内とするよう協力を依頼
- (3) 利用者にマスクの着用を依頼
- (4) 体温が平熱比プラス1度以上の状態となっている方、息苦しさ、だるさのある方、咳や咽頭痛の症状のある方、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある方への来館自粛を依頼
- (5) 返却後の図書の24時間以上の保管と清掃
- (6) 窓口での飛沫感染防止のためのビニールカーテンの設置
- (7) 窓口職員のマスクやゴム手袋の着用と手洗いの励行
- (8) 定期的なカウンター等の清掃

これらの対策については、状況の変化に応じて見直していく。